

会 議 録

会議の名称	令和4年度第2回豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会		
開催日時	令和4年（2022年）10月5日（水）午後1時00分～午後1時40分		
開催場所	第二庁舎3階大会議室	公開の可否	可
事務局	総務部法務・コンプライアンス課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由			
出席者	委員	園田委員、井上委員、宮下委員、重長委員、細谷委員、枅村委員、小林委員、山本委員	
	事務局	太田総務部次長兼法務・コンプライアンス課長、松浦課長補佐兼情報管理係長、須賀主事	
	その他		
議題	1. 豊中市個人情報保護制度の見直しに係る答申案について		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

審議等の概要

(午後 1 時開会)

○会長 定刻になりましたので、ただ今から令和 4 年度第 2 回豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会を開催します。まず、事務局から本日の委員の出席状況を報告して下さい。

○事務局 本日は、お忙しい中、運営委員会にご出席していただきまして、ありがとうございます。本日は、恩地副会長、加賀委員、高橋委員、東委員、谷口委員が欠席と報告を受けておりますが、現時点で過半数の 8 名の委員の皆さまの出席をいただいておりますことで、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例施行規則第 2 条第 2 項の規定に照らし、会議の開催要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○会長 事務局からの報告のとおり、定足数を満たしているということですので、会議を始めます。まず、事務局から本日の議事について説明をして下さい。

○事務局 それでは、本日の会議の予定について、ご説明申し上げます。お手元に配布しております「会議次第」をご覧ください。本日の案件は、「豊中市個人情報保護制度の見直しに係る答申案について」です。それでは、進行方よろしく願いいたします。

○会長 ただ今、事務局から説明がありましたとおり、会議を進めてよろしいですか。

(異議なし)

○会長 では、諮問の案件です。「豊中市個人情報保護制度の見直しに係る答申案について」審議したいと思います。それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、「豊中市個人情報保護制度の見直しに係る答申案について」ご説明いたします。お手元に配付しております資料「個人情報保護制度の見直しについて（答申）」をご覧ください。本案件につきましては、令和 4 年 2 月 8 日の全体会議において専門部会で審議することを決定し、専門部会において、改正法において条例で規定することが許容されている事項について審議し、本市がこれまで築き上げてきた豊中市の個人情報保護制度の水準が後退しないよう慎重に審議を進めながら市のとるべき方向性について検討し、令和 4 年 7 月 25 日開催の全体会議において中間報告をさせていただきました。その後も引き続き専門部会において審議し、答申案として取りまとめたものについて、皆さまからご意見をいただいで、答申とさせていただきますと考えております。

それでは、諮問内容について「1. 条例に記載すべき事項」から説明させていただきます。

各項目の【説明】欄の概要を説明し、その後、【意見】の説明をさせていただきます。

それでは、3ページの「(1) 自己情報の開示に係る手数料について」をご覧ください。

手数料については、改正法において、できる限り利用しやすい額とするよう配慮した実費の範囲内の額を条例で定めることとされておりますが、手数料の額を無料とし、実費のみを徴収することも許容されております。現行、国においては、租税等の一般財源によって賄われることについて国民的合意がなされていないと考えられることを前提に、制度を利用しない者との負担の公平を図る観点から、行政文書1件につき、300円等を徴収しております。

市においては、市民の利用を促進するための措置であり、手数料を無料とし実費のみを徴収しております。

この案件について、専門部会において検討した結果の意見としましては、「自己情報の開示請求等は、現在手数料を徴収しておらず、写し等の作成及び送付に要する費用について実費として負担を求めている。このことは、手数料の負担により利用者の利便が制約されないよう取られた措置であり、市民を代表する議会の議決を経て条例で規定されているものである。改正法においてもできる限り利用しやすい額とする配慮が求められており、実費のみの徴収とすることも許容されていることから、市は市民の理解を得ているこれまでの制度と同様に手数料を無料、実費のみの徴収とすることが適当である。」としております。

4ページの「(2) 行政機関等匿名加工情報に係る手数料について」をご覧ください。

まず、行政機関等匿名加工情報とは、「1 行政機関匿名加工情報」の①から⑤にある全ての措置を講じることにより、行政機関等が保有する個人情報と特定の個人が識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報となります。

行政機関等匿名加工情報に係る手数料については、改正法において、条例で定めることにより、政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならないとされております。しかしながら、国等での実績が少ないこと等から、政令市以外の市については、経過措置が設けられており、当分の間、行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施については任意となっております。

この案件について、専門部会において検討した結果の意見としましては、「国での実績も少なく、経過規定がある現状において、豊中市で改正法施行後速やかに行政機関等匿名加工情報の提案募集等を実施する必要性が高いとまでは言えない。今後国等での提案募集実績等を踏まえ、行政機関等匿名加工情報について取り扱う場合に、改めて手数料について検討することが適当である。」としております。

5ページの「(1) 条例要配慮個人情報について」をご覧ください。

改正法において、条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関が保有する要配慮個人情報を除く個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして条例で定める記述等が含まれる個人情報をいうとされております。

条例要配慮個人情報を条例に規定することによる効果は、個人情報ファイル簿への記載並び

に漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときに、当該事態が生じた旨の国の委員会への報告及び本人への通知ですが、市の現行ルールで対応が可能です。また、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加すること、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けること等は許容されておりません。

この案件について、専門部会において検討した結果の意見としましては、「条例要配慮個人情報を規定する地域的な特段の事情はないため、現時点においては、条例要配慮個人情報を規定する必要はない」となっております。

6ページの「(2) 改正法第75条第5項に規定する帳簿の作成等(1,000人未満の個人情報ファイル簿の作成等)について」をご覧ください。

改正法における個人情報ファイル簿とは別の帳簿については、改正法第75条第5項において、「地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない」とされております。なお、個人情報ファイル簿については、1,000人以上の個人情報ファイルが作成対象となっております。

現行条例における個人情報ファイル設置届出書については、改正法が定める要件を満たすことで、法が定める個人情報ファイル簿となりますが、現在作成している1,000人未満の個人情報ファイル設置届出書については、改正法において作成対象外となっているため、作成の必要がございません。

この案件について、専門部会において検討した結果の意見としましては、「改正法の対象外である1,000人未満の個人情報ファイル簿の作成に関して、今後も個人情報の把握の一元化、市民参加の容易性の確保等のため、継続して作成することが適当である。」としております。

8ページの「(3) 自己情報開示等請求における不開示情報の範囲について」をご覧ください。

自己情報開示等請求における不開示情報の範囲については、改正法第78条第2項において、市情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示とすることが許容されております。

市及び国の不開示情報の範囲の主な規定上の相違点としては、「公務員の氏名」と「法令秘等に関する情報」となります。

この案件について、専門部会において検討した結果の意見としましては、「不開示情報について、改正法の規定と現行条例、情報公開条例の規定に実質的な差異はなく、不開示情報がどの規定に該当するかを実質的に判断することには変わりがないため、情報公開条例の規定により開示とされている情報の除外を規定する必要はない。」としております。

10ページの「(4) 開示決定等の期限について」をご覧ください。

開示決定等の期限について、改正法においては、「請求があった日から30日以内」、「正当な

理由があるときは、30日を限度として延長できるとされております。しかしながら、条例で規定することにより、これらの期限を短縮することが許容されております。

現行条例においては、「請求があった日から起算して15日以内」、「事務処理上の困難等の時は60日以内を限度として延長できるとされております。また、市の開示請求に係る決定については、その多くが15日以内に行われております。

この案件について、専門部会において検討した結果の意見としましては、「豊中市における直近5年間の開示決定に係る決定は、開示請求等の趣旨を踏まえ、できるだけ早期の決定に心掛け、その多くが開示請求があった日から起算して15日以内に行われている。改正法において、開示決定の期限を条例で規定することが許容されていることを踏まえ、現行条例の開示期限と同等とすることが適当である。」としております。

11ページの「(5) 訂正請求等に係る開示請求前置について」をご覧ください。

訂正請求等の対象について、改正法第90条等においては、「開示決定等を受けた保有個人情報」と規定しておりますが、開示を受けていない保有個人情報を訂正請求等の対象とすることについて、改正法の趣旨を踏まえ訂正請求等の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、条例に規定することが許容されております。

現行条例においては、「他の法令等の規定により開示を受けた個人情報について当該他の法令等に訂正の手続の定めがないときや、他の法令等の規定により閲覧・縦覧し、又は謄本・抄本の交付を受けた場合も訂正請求等の対象」とするため、開示請求の手続きにより開示を受けた保有個人情報であることを前提としておりません。しかしながら、開示を受けていない保有個人情報に対して訂正請求等があった場合は、国の運用と実質変わりのない対応をしております。

この案件について、専門部会において検討した結果の意見としましては、「訂正請求等の制度の安定的運用を図る観点から、開示を受けていない保有個人情報を訂正請求等の対象とする規定を置く必要はない。」としております。

12ページの「(6) 苦情処理」をご覧ください。

苦情処理制度については、改正法第128条、第166条において、「行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。」、「地方公共団体は、地方公共団体の機関等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。」と規定されております。

現行条例においては、条例第51条において、「何人も、実施機関における自己に関する個人情報の取扱いについて苦情があるときは、当該実施機関に対してその苦情を申し出ることができる。」と規定されております。

この案件について、専門部会において検討した結果の意見としましては、「苦情処理の対応については、改正法に明記されているため、条例に重複させて規定する必要はないが、これまでと同等の対応ができるような仕組みを確保することが必要である。」としております。

13ページの「(7) 市民の責務規定の必要性について」をご覧ください。

責務規定については、現行条例第4条に規定されております。

改正法においては、第3条において、「個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われることに鑑み、その適正が図られなければならない。」と規定し、国民の個人情報の取り扱いを含めた理念規定を設けております。また、改正法は個人の権利利益を保護する法律であるから、国が国民の責務を法定するのは必ずしも適切でないとして、国民の責務は規定されておられません。

この案件について、専門部会において検討した結果の意見としましては、「現行条例第4条に規定する「市民の役割」の規定については、改正法第3条の理念規定に含まれると考えられ、改正法において国民の義務が設けられていない理由を踏まえると法施行条例において別途市民の責務規定を設けないのが適切である。」としております。

14ページの「(8) 改正法第129条における審議会の設置について」をご覧ください。

現行、市が運営委員会に諮問・報告している事項については、「情報公開・個人情報保護運営委員会の諮問・報告事項について」の表のとおりとなります。

審議会については、改正法第129条において、「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」とされております。しかしながら、市がこれまで諮問していた本人外収集や目的外利用の適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、改正法の趣旨に反するとされております。

この案件について、専門部会において検討した結果の意見としましては、「現行の情報公開・個人情報保護運営委員会の所掌事務である情報公開に関する重要事項の審議及び個人情報保護に関する重要事項の審議については、改正法施行後についても引き続き所掌事務とし、個人情報に関して、改正法第129条における審議会として位置付けることが適切である。また、特定個人情報保護評価の第三者点検、苦情申出の取扱い及び存否応答拒否事案の報告については、専門的な知見を有する者に対し個別に意見を聴くこと等とし、これまでと同様の意見聴取等の仕組みを確保することが適切である。」としております。

16ページの「(1) 死者の情報の開示について」をご覧ください。

改正法における個人情報の範囲に、死者に関する情報は含まれておりませんが、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人を識別できる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当し開示することができます。しかしながら、改正法に抵触しない程度で、個人情報保護制度とは別の制度として、死者に関する情報の提供についての制度を設けることは妨げられないとされております。

現行条例における個人情報の範囲には、死者に関する個人情報についても含まれております。また、死者には権利能力がないため、当該死者の個人情報が相続人等自身の自己情報とみなせる場合には、当該相続人等による開示請求等の対象として情報を提供しております。しかしながら、市のこれまでの開示請求の実績等から判断すると、改正法施行後、遺族等の生存す

る個人を識別できない場合が多数を占めることから、開示請求人の情報として開示することはできないこととなります。

この案件について、専門部会において検討した結果の意見としましては、「これまで豊中市個人情報保護条例に沿って相続人等に開示した死者の情報については、相続人等の権利利益の観点から認められていた情報であることから、法改正後においても、個人情報保護制度とは別に遺族等に対する死者に関する情報の提供に関する仕組みを設けることが望ましい。」としております。

17ページの「(2) 出資法人が保有する個人情報の保護について」をご覧ください。

出資法人については、改正法第16条第3項の規定により個人情報データベース等を事業の用に供している場合には、改正法第4章の個人情報取扱事業者等に対する規律が適用されるため、条例において、市の個人情報の取扱いに係る改正法の規定を準用する等、改正法に規定する個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項について独自の規定を置くことは許容されておられません。

現行条例において、市の財政的支援等を受けている出資法人については、その公共性・公益性から、個人情報の保護を推進することが必要不可欠であるため、条例第61条第1項の規定に基づき、市の条例の趣旨にのっとり内部規程を設けております。また、同条第2項の規定に基づき、市は、出資法人に対してモデル要綱を示したり、個人情報の保護に関する研修等に協力したり、個人情報保護制度の解釈・運用にあたっての助言・指導を行ったりしております。

この案件について、専門部会において検討した結果の意見としましては、「これまでの現行条例と同様の規定を定めることは改正法の趣旨を踏まえ許容されないが、公共性・公益性から、出資法人においても市と同等の個人情報の保護を推進することが必要不可欠である。今後においても、豊中市との出資関係等に基づき、出資法人に対して現行条例と同等の必要な措置を講じていくことが必要である。」としております。

18ページの「(1) 豊中市情報公開条例に基づく開示請求等において権利濫用の疑いのある大量請求への対応について」をご覧ください。

市の情報公開請求の現状について、平成28年度から令和2年度までの実績は、次の表のとおりであり、この中で60日を超えて延長しなければ処理ができない件数や特定の者による開示請求等が増加傾向にあります。この特例延長を行った開示請求等の中には、対象となる文書が大量であるもの、文書の特定に応じないもの、自分の目的の貫徹のために請求をしていたもの、行政に対する嫌がらせを目的としていることが疑わしいもの、開示した文書をほとんど閲覧していないように見受けられるもの等権利濫用が疑わしいものが含まれている状況であります。そのため、手数料化、権利濫用等に関する解釈運用基準等を設けること等について検討するものです。

この案件について、専門部会において検討した結果の意見としましては、「手数料と開示決定期間の規定に関しては、個人情報保護制度と情報公開制度は目的を異にする別の制度であり、

手数料化が必ずしも権利濫用の抑止につながらないこと、情報公開制度の延長期間を変更する個別事情等が存在しないことから、現時点では見直しを行う必要はないと考える。また、大量文書の開示請求等を権利濫用の法理により却下することは慎重な判断が求められるが、権利濫用の法理により開示請求を却下すべき事案について適切に対応することが必要である。近年の判例等を踏まえ、権利濫用等の解釈運用基準等を設け、「開示請求権の適正利用」を進めることが望ましい。」となっております。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。ただ今、事務局から答申案の重要な点について説明がありました。この件について、委員の皆さんで何かご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

(質問・意見なし)

○部会長 ご質問、ご意見等がなければ、今回諮問されました、「豊中市個人情報保護制度の見直しに係る答申案について」については、『承認する』ということによろしいですか。

(異議なし)

○部会長 ありがとうございます。以上で、本日予定している案件は終わりましたが、事務局、ほかに何かありますか。

○事務局 (日程調整等)

○部会長 ありがとうございます。ほかになければ、これで、本日の会議を閉会したいと思います。お疲れさまでした。

(午後 1 時 4 0 分閉会)